

## 包括的保存管理計画の改定

### ○ 要 旨

- ・ 包括的保存管理計画は、「第 9 章 行動計画の策定・実施」において、資産の保存管理等に係る諸事業の実施主体・概要・工程を示しているため、**定期的に事業の進捗状況を反映**させることが必要である。
- ・ 昨年度、工程における実施期間が経過したため、**時点修正等の改定**を行う。なお、改定の周期を明示し、次回以降も **5 年（工程における長期サイクルの 2 年目）ごとに改定**する。

### ○ 今回の主な改正点

#### （1）計画全般

保存管理の根拠法令と緊密に関わる国立公園計画・国有林管理経営計画及び各種自治体の関係計画の変更を反映させる。

#### （2）「第 6 章 周辺環境との一体的な保全」

法的保護措置に係る状況の変化として、2016 年 4 月に、富士吉田市及び小山町の景観条例、並びに裾野市の屋外広告物条例が施行したほか、既存法令等の見直しを反映させる。

#### （3）「第 9 章 行動計画の策定・実施」

「資産及びその周辺環境の現状・課題(第 3 章)」に大幅な変更がないため、現行の「基本方針(第 4 章)」及び「資産の保存管理の方向性、方法(第 5 章)」を維持し、**「資産及び周辺環境に対する影響の予防・軽減・防止」、「各構成資産・構成要素及び展望景観の修復・整備」及び「資産の公開・活用の推進」の 3 つの方向性**に従い事業の追加・修正を行う。(詳細は、資料 4-2 を参照)

#### （4）その他

『ヴィジョン・各種戦略』との関係を明確化、両県世界遺産センター開館、課題の検討体制整備、時点の変更等に伴う必要な修正を行う。

### ○ スケジュール

|                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| 2020 年 7 月 目 処   | 第 13 回富士山世界文化遺産協議会※において協議 |
| ～ 2021 年 3 月 目 途 | 遺産影響評価の実施手法の追加等の改定        |

※コロナの感染拡大防止の観点により書面決議を検討